二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できない場合は、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる交流電源端子における妨害波電圧、有線通信端子における妨害波電圧及び妨害波電流並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条第一項各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下「新電波法施行規則」という。）第四十六条の二第一項第六号の条件に適合するものとして、同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第三条　施行日から起算して五年を経過する日までの間における新電波法施行規則第四十六条の二第一項第六号に規定する超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式の条件は、なお従前の例によることができる。

第四条　前条の規定によりなお従前の例によることができることとされる条件に適合しているものとして指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーの型式は、新電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなす。

第五条　この省令の施行の際現に製造業者等（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の製造業者等をいう。附則第七条において同じ。）が型式確認（第一条の規定による改正前の電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定による型式確認をいう。附則第七条において同じ。）を行っている電子レンジの型式は、施行日において新電波法施行規則第四十六条の七第一項の規定により確認を行ったものとみなす。

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

(2)　当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$20\log_{10}(d/30)$（dは、測定した距離（メートル）とする。）

2　前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

（通信設備以外の設備による混信等の防止）

第六十六条　前条各号に掲げる設備については、その設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が、他の通信設備に継続的かつ重大な混信若しくは障害を与え、又は与えるおそれがあるときは、混信又は障害の除去のために必要な措置を講じなければならない。